

\*\*\*\*\*

一般社団法人近畿冷凍空調工業会 定款

\*\*\*\*\*

平成20年11月25日 作成  
平成20年12月 4日 公証人認証  
平成20年12月16日 一般社団法人成立

# 一般社団法人近畿冷凍空調工業会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は一般社団法人近畿冷凍空調工業会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 本会の主たる事務所を大阪市に置き、必要あるときは理事会の決議により支部を設けることができる。

(目 的)

第 3 条 本会は、会員相互の啓発によって冷凍空調技術の総合的な進歩向上を図り、もって業界の健全な発展に資するとともに、会員相互の親睦交流を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦、経営技術の研究及び交流
- (2) 技術の向上に関する資料の収集並びに配布
- (3) 国際的な業界交流、技術その他の情報収集及び調査
- (4) 諸官庁、関連各団体との連絡協調、施策の具申
- (5) 関連ある学会との交流、技術開発の推進、技術者資格の推薦及び養成
- (6) 研究会、講演会、見学会、展示会等の開催実施
- (7) 業界に功労ある人材の顕彰
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項

## 第2章 会 員

(種 別)

第 5 条 本会の会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する社員とする。

- 2 会員は、冷凍空調機器及び応用製品、部品等の設計製作施工並びにこれらに関連する事業を、主として近畿地区において営む者とする。

(入 会)

第 6 条 本会の会員となろうとする者は、別に定めた入会申込書に、社員総会において別に定めた入会金を添えて理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 本会の設立時に任意団体近畿冷凍空調工業会の会員であった者は、本会の設立に伴い当然に本会の会員となる。この場合、入会金の支払は要しない。

(会 費)

第 7 条 会員は社員総会において別に定めた会費を3ヵ月分ずつ納入しなければならない。ただし、1年分を限度として前納できる。

(退 会)

第 8 条 会員が本会を退会しようとするときは、理由を明示し、別に定めた退会願を予め理事長に提出して理事会で承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはいつでも退会できる。

(みなし退会)

第 9 条 会員は次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

- (1) 死亡したとき
- (2) 法人である会員が解散し又は破産手続開始の決定を受けたとき
- (3) 督促によっても会費を納入せず、その滞納額が1年分に達したとき

(除 名)

第 10 条 会員に次の事由があるときは、社員総会において会員の総数の3分の2以上の議決により除名することができる。

- (1) 本会の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し又は本会の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名するときは、当該社員総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ当該社員総会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 理事長は会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(変更の連絡)

第11条 会員の住所、氏名、名称又は代表者に変更があったときは、遅滞なく理事長に届け出なければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 退会もしくは除名された会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が退会もしくは除名によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

### 第3章 役員

(役員の種類及び数)

第14条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上65名以内 監事1名以上3名以内
- (2) 理事のうち1名を理事長、1名以上10名以内を副理事長、1名を専務理事とする
- 2 前項において、理事とその理事の親族等である理事の合計数は、理事の総数の3分の1以下としなければならない。
- 3 代表理事は理事長とする。
- 4 業務執行理事は専務理事とする。

(役員職務)

第15条 理事及び監事は一般法人法に規定する職務を行うほか、次の区分に応じ、それぞれに規定する事項の職務を行う。

- (1) 理事長は社員総会及び理事会を招集し、議長となるほか、本会の事業を統括する
- (2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときは理事会が予め定めた順位に従いその職務を代行する
- (3) 専務理事は理事長及び副理事長を補佐し、本会の業務を執行する
- 2 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員選任)

第16条 理事及び監事は社員総会の決議により選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事はそれぞれ理事会の決議により理事の中から選任する。
- 3 理事が監事の選任に関する議案を社員総会に提出する場合は、監事の過半数の同意を得なければならない。

(役員資格)

第17条 一般法人法第65条第1項に規定する者は理事又は監事となることができない。

- 2 監事は本会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員任期)

第18条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の後任として選任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期が満了するまでとする。

(欠員)

第19条 理事又は監事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事はそれぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 2 理事長に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事長は新たに選任された理

事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

(役員報酬)

第20条 役員は無報酬とする。ただし、専務理事については社員総会において別に定めた額の範囲内で理事長が決定する額の報酬を支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第21条 本会は一般法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 本会は一般法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は一般法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

## 第4章 顧問等

(顧問及び相談役等)

第22条 本会に顧問、相談役、会友を置くことができる。

- (1) 顧問は社員総会の推薦により、相談役は理事会の推薦により理事長が委嘱する
- (2) 顧問は本会の運営に関する基本的な事項について、相談役は事業の執行に関する重要事項について、理事長の諮問に応ずる
- (3) 顧問及び相談役の任期については、第18条の規定を準用する
- (4) 常勤顧問及び常勤相談役には理事会決議に基づき報酬を支給することができる
- (5) 会友は会員又は会員企業の従業員であった者で、かつ本会に特に功績のあった者について、理事会の推薦により理事長が委嘱する
- (6) 会友は特に定めない限り終身とする

## 第5章 社員総会

(種類)

第23条 本会の社員総会は定時社員総会及び臨時社員総会とする。

(構成)

第24条 社員総会は会員をもって構成する。

(社員総会の決議事項)

第25条 社員総会は次の事項及び一般法人法に規定する事項に限り決議する。

- (1) 計算書類及び事業報告の承認
- (2) 事業計画書、収支予算書の承認
- (3) 役員を選任及び解任並びに理事の任期の短縮
- (4) 役員報酬の額
- (5) 一般法人法第113条第1項に規定する役員責任の一部免除
- (6) 役員責任の一部免除を受けた者への退職慰労金支給
- (7) 定款の変更
- (8) 事業の全部の譲渡
- (9) 解散及び継続
- (10) 合併契約の承認
- (11) 入会金及び会費
- (12) 会員の除名

(社員総会の開催)

第26条 定時社員総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は次の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 会員の総数の5分の1以上から会議の目的事項及び招集の理由を示した書面により開催

の請求があったとき

(社員総会の招集)

第27条 社員総会は理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 社員総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員総会の目的事項(当該事項が役員の選任、役員の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要(確定していない場合はその旨)を含む。)
- (3) 社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法で議決権を行使することができることとするときはその旨、社員総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限
- (4) 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法その他代理人による議決権の行使に関する事項

(招集通知)

第28条 理事長は社員総会の日の2週間前までに会員に対して、前条第2項の事項を記載した書面により通知する。

2 理事長は前項の招集の通知に際して、会員に対して監事の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告を添付しなければならない。

3 社員総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、第1項の通知には一般法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。

- (1) 社員総会参考資料
- (2) 議決権行使書

4 社員総会に出席しない会員が電磁的方法で議決権を行使することができることとするときは、第1項の通知には一般法人法第42条第1項に規定する社員総会参考資料を添付しなければならない。

(社員総会の議長)

第29条 社員総会の議長は理事長がこれに当たる。

(決議)

第30条 社員総会の決議は会員の総数の半数以上が出席し、出席会員の過半数をもって行う。

2 前項にかかわらず、次に掲げる事項の決議は会員の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 一般法人法第113条第1項に規定する役員の責任の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 解散及び継続
- (6) 合併契約の承認
- (7) 会員の除名

(議決権)

第31条 会員は社員総会において各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第32条 会員は委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して議決権を代理行使させることができる。ただし、代理人は会員に限る。

2 前項の場合は第30条の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権行使)

第33条 社員総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、社員総会に出席できない会員は第28条第3項に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第30条の規定の議決権の数に算入する。

(電磁的方法による議決権行使)

第34条 社員総会に出席しない会員が電磁的方法で議決権を行使することができることとするときは、社員総会に出席できない会員は、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により本会に提供して行う。この場合においては、当該議決権の数を第30条の規定の議決権の数に算入する。

(議事録)

第35条 社員総会の議事については、一般法人法第57条に基づき、議事録を作成する。

## 第6章 理事会

(理事会の設置)

第36条 本会に理事会を設置する。

2 理事会はすべての理事で組織する。

(権限)

第37条 理事会は次の事項を決議する。

- (1) 社員総会の招集に関する事項
- (2) 理事長、副理事長及び専務理事の選任及び解任
- (3) 重要な財産の処分及び譲受け
- (4) 重要な使用人の選任及び解任
- (5) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
- (6) 一般法人法第114条1項に規定する損害賠償責任の一部免除
- (7) その他本会の業務の執行に関する事項（社員総会の決議を要する事項を除く）

(招集)

第38条 理事会は理事長が招集する。

2 理事会を招集しようとするときは、理事長は理事会の1週間前までに各理事及び各監事に対し、理事会の目的事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。

3 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は理事長とする。

(決議)

第40条 理事会の決議は議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない。

(決議の省略)

第41条 理事長が理事会の決議目的である事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる理事の全員が提案された議案につき書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その議決を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については一般法人法第95条の規定に基づき議事録を作成し、理事長及び出席した監事はこれに署名又は記名押印する。

## 第7章 会計

(経費の支弁)

第43条 本会の経費は次に掲げるものをもって賄う。

入会金、会費、寄付金、その他

(会費)

第44条 本会の入会金額、会費額、会費の徴収方法は社員総会の決議により定める。

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 理事長は事業年度ごとに事業計画及び収支予算書を作成し、社員総会の承認を受けなければならない。

い。

(事業報告及び収支決算)

第47条 理事長は、事業年度ごとに次の書類を作成し、事業年度終了後2ヶ月以内に監事の監査を経て理事会の承認を得た上で、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 事業報告
- (4) 附属明細書

2 前項の貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の処分制限)

第48条 本会は会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

2 会員に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会において会員の総数の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第51条 本会は、社員総会において会員の総数の3分の2以上の議決により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡をすることができる。

(解散)

第52条 本会は、次の事由により解散する。

- (1) 社員総会において会員の総数の3分の2以上の議決があったとき
- (2) 会員が欠けたとき
- (3) 合併（当該合併により本会が消滅する場合に限る）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 一般法人法第261条第1項又は第268条の規定による解散を命じる裁判

## 第9章 情報開示

(帳簿及び書類等の備付け及び閲覧)

第53条 本会は、次の各号に掲げる書類及び帳簿をそれぞれに対応して記載する期間、主たる事務所に備えておかななければならない。

- (1) 定款 常時
- (2) 会員名簿 常時
- (3) 社員総会で議決権代理行使をした場合の代理権を証明する書面  
社員総会の日から3ヵ月間
- (4) 社員総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書  
社員総会の日から3ヵ月間
- (5) 社員総会で電磁的方法による議決権の行使をした場合の当該電磁的記録  
社員総会の日から3ヵ月間
- (6) 社員総会の議事録 社員総会の日から10年間
- (7) 理事会の議事録 理事会の日から10年間
- (8) 第41条に規定する理事会の決議の省略をした場合の同意書又は電磁的記録  
理事会の決議があったものとみなされた日から10年間

- (9) 会計帳簿 会計帳簿の閉鎖の時から10年間
- (10) 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書  
定時社員総会の日から5年間
- 2 本会は、次の各号に掲げる書類及び帳簿をそれぞれに対応して記載する期間、従たる事務所に備えておかなければならない。
- (1) 定款 常時
- (2) 社員総会の議事録の写し  
社員総会の日から5年間
- (3) 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書の写  
定時社員総会の日から3年間

(公 告)

第54条 本会の公告方法は、電子公告による方法とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法とする。

## 第10章 委員会等及び事務局

(委員会等)

第55条 本会は第4条にかかげる事業の円滑な実施を図るため、理事会の決議により正副理事長会、委員会及び同好会等を設けることができる。

(事務局とその職員)

第56条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、所要の職員を置く。

- 2 事務局は理事長の定めるところにより、専務理事がこれを統括する。
- 3 事務局長の任免は理事会決議を経て理事長が行う。
- 4 前項を除く事務局の職員の任免は理事長が行う。

第57条 その他事務局に関して重要な事項は理事長が理事会の決議を経て別に定める。

## 第11章 附 則

(施行期日)

第58条 この定款は、本会の設立登記の日から施行する。

(承 継)

第59条 本会は、任意団体近畿冷凍空調工業会を設立母体とし、その事業、財産、権利義務、会員を当然に承継する。

(設立時社員)

第60条 設立時社員の氏名又は名称、住所は次のとおりとする。

- |       |   |           |
|-------|---|-----------|
| 設立時社員 | 1 | 住所        |
|       |   | 氏名 木村 惠一  |
|       | 2 | 住所        |
|       |   | 氏名 白附 義寛  |
|       | 3 | 住所        |
|       |   | 氏名 田中 博   |
|       | 4 | 住所        |
|       |   | 氏名 嶋谷 隆雄  |
|       | 5 | 住所        |
|       |   | 氏名 島井 勝弘  |
|       | 6 | 住所        |
|       |   | 氏名 長谷川 誠司 |
|       | 7 | 住所        |
|       |   | 氏名 福島 裕   |

- 8 住所  
氏名 近藤 徹
- 9 住所  
氏名 藤原 克彦
- 10 住所  
氏名 佐々木 健
- 11 住所  
氏名 笈西 道夫
- 12 住所  
氏名 板倉 多志男
- 13 住所  
氏名 鎌田 聰士

(設立時役員)

第61条 本会の設立時役員は、次のとおりとし、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、設立社員総会終結のときまでとする。

- 設立時理事 木村 恵一  
設立時理事 長谷川 誠司  
設立時理事 白附 義寛  
設立時理事 福島 裕  
設立時理事 近藤 徹  
設立時理事 笈西 道夫  
設立時理事 鎌田 聰士  
設立時監事 板倉 多志男

(委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(最初の事業年度)

第63条 本会の最初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、本会の設立登記の日から平成21年3月31日までとする。

(初年度の事業計画及び収支予算)

第64条 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立社員総会の定めるところによる。

(初年度の会費)

第65条 設立登記の日から平成21年3月31日までの会費は、第7条の規定にかかわらず、平成21年1月分から同年3月分を支払うものとする。ただし、任意団体近畿冷凍空調工業会に対し前納している場合には、あらためての支払を要しない。

(法令の準拠)

第66条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、本会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成20年11月25日

設立時社員 木村 惠一

設立時社員 白附 義寛

設立時社員 田中 博

設立時社員 嶋谷 隆雄

設立時社員 島井 勝弘

設立時社員 長谷川 誠司

設立時社員 福島 裕

設立時社員 近藤 徹

設立時社員 藤原 克彦

設立時社員 佐々木 健

設立時社員 笈西 道夫

設立時社員 板倉 多志男

設立時社員 鎌田 聰士